

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利子補給制度について

（趣旨・目的）

新型コロナウイルス感染症・物価高騰等により、経営に影響を受けている小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫が実施するマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）の利子の一部または全部を補助することで、金利負担を軽減し、小規模事業者の資金繰りを支援することを目的とします。

（制度概要）

補給対象者	市内に事業所を有する小規模事業者であって、マル経融資（通常）又はマル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）を利用している事業者
補給金額	【マル経融資（通常）】 1回目から60回目までの支払利子額 【マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）】 1回目から60回目までの支払利子額 ※ 利子補給制度のご利用は、取扱期間中1事業所（1個人）につき1回のみ ※ 融資額のうち、1,000万円以内の部分に対する支払利子額
取扱期間	令和8年3月31日までに申し込みを行った融資に係るものが対象
注意事項	①本制度による利子補給については、毎年度の申請が必要となります。 ②返済計画の変更等により、利子支払額に変更が生じた際は速やかに市にご連絡ください。
申請期間	【令和7年度分】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
申込先	恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL：0123-33-3131（内線3331,3332）
融資に関する問合せ先	恵庭商工会議所 〒061-1444 恵庭市京町80 TEL：34-1111

（申請手続き）

（ア）マル経融資の実行後、恵庭市経済部商工労働課にご連絡ください。

※既に融資を受けている場合も、まずは市までご連絡ください。

（イ）利子補給申込書の様式を送付いたしますので、日本政策金融公庫作成の利子額がわかる償還表（返済予定表）の写し、直近の返済状況が分かる書類（写し）、請求書とともに市に提出してください。

（ウ）内部審査を経て、利子補給の決定後、指定の口座に入金いたします。

※年度途中での融資の繰上償還や借換えなどにより、既に支給決定された利子の支払いが不要となったときは、不要となった金額を返金していただく必要がありますので、必ずご連絡ください。

恵庭市経済部商工労働課 〒061-1498 恵庭市京町1番地
TEL：0123-33-3131（内線3331,3332） FAX：0123-33-3137